

第 1 1 回和歌山地方裁判所委員会議事概要

第 1 開催日時

平成 1 9 年 5 月 2 2 日 (火) 午前 1 0 時から午後零時まで

第 2 開催場所

和歌山地方裁判所第 1 会議室

第 3 出席者

(委員)

浅井和子, 石橋徳子, 岡田隆弘, 岡本 浩, 加藤朋寛, 佐本桂子, 寺下能明, 成川洋司, 松本哲泓, 三吉 修

(欠席者) 西中美裕, 畑 純一, 矢野裕一 (五十音順, 敬称略)

(事務担当者)

油谷和夫, 森川守一, 打田 實

(庶務)

松阪 茂, 山崎智弘

第 4 議事〔 発言者 / : 委員長, : 1 号委員 (学識経験者), : 2 号委員 (弁護士), : 3 号委員 (検察官), : 4 号委員 (裁判官), : 事務担当者又は庶務 〕

1 開会

2 成川委員長代理から新任委員の紹介

3 松本委員を委員長に選出

4 「第 2 期裁判所委員会についてのアンケート調査」と題する書面について
委員長が, 2 0 0 7 年 4 月付けで, 「地裁・家裁委員会に提言する市民の会 (東京)」及び「司法改革大阪各界懇談会 (大阪)」と称する団体から, 地方裁判所委員会あてに, 「第 2 期裁判所委員会についてのアンケート調査」と題する書面が送付されていることを説明して, 対応についての意見を聴取

したところ、庶務方において回答するとの意見を得た。

5 意見交換（裁判員制度について）

裁判員制度の今後の広報活動として、広報用映画「評議」及び「裁判員」の上映会等の実施を検討しているところ、感想や意見をうかがいたい。

「評議」は、映画としてはよいと思う。「評議」を見た後、身が引き締まった。

上映時間が1時間を超え、比較的長いことから、何かと抱き合わせた形での研修に利用する場合は、時間設定が難しいのではないか。

経営者が集まった中で、「評議」を見たが、映画好きにはおおむね好評であった。ただ従業員が裁判員として参加した場合、有給休暇を設けるかどうかという点では大変であるという意見があった。また、ドラマどおりにうまく行くのかという意見もあった。

裁判員制度について、説明に行く場合には、30分や60分という依頼が多い。学生を対象として説明するなど、裁判員制度全体を理解してもらうには役立つと思うが、上映時間が30分程度のもので、残りの30分は補足説明するというような方策も必要ではないか。

どういう場面でどのように使うかがポイントである。「裁判員」は、選任手続を踏まえ、分かりやすく作られていると思うが、「評議」は、早い時期に作られたこともあり、今の裁判員制度に対するイメージからすると、少し違ったものになってはいないか。

裁判官が、上映会や座談会とセットで裁判員制度について説明をしようと考えているが、他に何かよいアイデアはないか。

裁判員制度の広報を行う際、上映会だけでいいのか、勉強会等も盛り込むべきかは集まってくる対象によって変わると思う。最終的にはマーケットに聞けという原則があるが、困ったときにはアンケートを取って絞り込みを行い、ターゲットごとに方策を練るのが得策だと思う。若い人なら興

とまったく認識度が上がるのではないか。原則的には、広報効果を上げるためには、人の通るところに出かけていき、活動を行うことが大事である。人通りとなると、和歌山では、JR駅前とかブラクリ丁とかに出かけていき、DVDとかゲーム性のものでよいが、一種のアミューズメントといった感覚で裁判員制度の広報を展開していくことが必要ではないか。

裁判員制度の準備活動をどうするかということで、模擬裁判を行っているが、選任手続から裁判員裁判までの一連の手続を何回か模擬で実施しないと分からない点がある。評議のほか、裁判員選任手続については、制度がかなり具体化してきたので、できるだけ現実に近い形で模擬の選任手続を行う必要がある。仕事等で忙しくて参加できない人も模擬の裁判員候補者名簿に入れるなど、偏りが無い形で模擬の選任手続を実施していきたいと考えているが、個人情報の保護という観点から、名簿の作成は難しい。

そこで、企業を媒体として模擬の選任手続に参加してもいいという人を10人程度選任してもらうことも考えているが、様々な業種、事業所規模、職種等から広範囲の企業の協力を得ながら、実際の裁判員候補者名簿の趣旨に添うようなものができるかという問題がある。

経営者協会を利用すれば、企業の協力が得られるのではないか。

中小企業に頼んで名簿を作るとするのは、難しいと思う。

名簿を出すにしても、管理職程度で、派遣社員やパート職員の名簿までは、出せないのではないか。

名簿を作成することで、どういう辞退事由があるのか知りたい。例えば、農業では作物によって繁忙期が変わるし、漁業も繁忙期があると思うが、辞退事由をどのようにして把握すればよいのだろうか。

アンケートを取るのが得策であると思う。経営者としては、裁判員候補者として抜けるのは痛い。大企業では、裁判員候補者として一人抜けても代替の者があるが、中小企業となると実質的には難しいのではないか。

また、現実的には、企業側も、喜んで社員を裁判員候補者として出席させるということは難しいのではないかと。

現実的には、一定の期間、例えば、この2か月は避けて欲しいという期間を指定してくる場合、どういう業種がそれに該当するのか把握したい。水稲の収穫時期は同じであるが、果実の場合は種類によって違うのではないかと。

今では果実も年柄年中取れるので、その点については、農協等で調査すれば分かるのではないかと。

企業間格差が進んでいて、従業員が50人規模であれば何人の名簿が出せるとか、100人規模であれば何人出せるという問題ではなく、従業員が少なくても、優良企業は伸びている。しかし、慢性的に企業経営が厳しくなっており、和歌山の場合は、特に厳しいと思われる。

5 次回の予定等

次回の予定等については、後日、決定することとする。

6 閉会（午後零時）